ポイントプラス規定

第１条（規定の目的）
1. 本規定は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）とトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）との提携により発行する「トヨタティーエスキュービックカード」（以下「カード」という）の利用に応じ、当社がカードの本人会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「ポイントプラス」という）の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。
2. 当社は、必要と認めたときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって本人会員にお知らせします。
3. ポイントプラスの特典内容、諸手続に関する詳細は、別途当社が定めるものとし、当社 WEB サイトその他ツール等で確認することができます。
4. 第 1 項に定めるポイントに加えて、本規定に定めるものとは特典内容・諸手続等の異なるポイントが、当社または当社と提携する他の事業者（以下「ポイント提携事業者」という）から本人会員に対して付与されることがあります。この場合、当該ポイントにかかる詳細事項（付与対象取引、付与日、有効期限、付与連絡・残高確認方法、還元コース・還元の条件・還元手続等）は、当社またはポイント提携事業者が決定し、付与にあたり案内されます。案内される以外の当該ポイントの詳細事項は、本規定に定めるところによるものとします。
5. カードに関し、本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

第２条（トヨタポイントプラスによる還元）
1. 本人会員は、本人会員またはその同居の家族について、当社が別途定める一定の条件に該当した場合に、当社から所定の還元を受けることができます。還元の内容は、本人会員が選択した還元コース並びにカードによるショッピングの利用代金（以下「カード利用代金」という）および当社が別途指定する特定の取引に応じて当社から付与されるポイント（以下「ポイント」という）の残高に基づき決定されるものとします。
2. カード会員資格を喪失した場合は、ポイントプラスを利用することはできません。

第３条（ポイントの付与対象）
カード利用にかかる取引であっても、キャッシング、カードローン、年会費、その他所定のものについては、ポイント付与の対象にならないものとします。

第４条（家族会員のカード利用代金）
家族会員のカード利用に基づくポイントは、本人会員によるカード利用とみなして本人会

員にこれを付与するものとします。

第５条（ポイントの付与日）
ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、当月内の所定日に付与されます。ただし、ボーナス 1 回払の場合は当社所定の支払月の前月における所定日に、ボーナス 2 回払の場合は当社所定の 1 回目支払月の前月における所定日に付与されるものとします。また、第 7 条③に定めるポイントについては、この限りでないものとします。

第６条（ポイントの付与取消）
本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取消等により、ポイント付与の対象となるカード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、当社所定の方法により取り消されるものとします。

第７条（ポイントの計算）
ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、次のとおり計算され、①～③の合計ポイントが付与されるものとします。
①カード利用代金の合計額(1,000 円未満は切り捨て）に対して、1,000 円につき当社所定の率を乗じて得られるポイント
②当社が別途指定する加盟店でのカード利用代金の合計額(1,000 円未満は切り捨て）に対して 1,000 円につき当社所定の加算率を乗じて得られるポイント
③その他、当社が別途指定する特定の取引に対して当社が別途定めるポイント

第８条（ポイントの蓄積と有効期間）
本人会員は、ポイントの付与月から 60 ヶ月間、そのポイントを蓄積できますが、それ以降は、自動的に失効することになります。

第９条（本人会員へのポイントのご連絡）
第 7 条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。ただし、第 1 条 4 項に定めるポイントの一部は、ご利用代金明細書上に記載されないものがあります。
この場合、当社所定の WEB サイトで、当該ポイント数および蓄積された有効な当該ポイント残高等を確認することができます。

第 10 条（ポイントに基づく還元の条件および手続）
1. ポイントの還元手続を行うことができるのは、手続受付の時点で会員資格を有している本人会員に限るものとします。
2. 還元コースには、次のものがあり、その詳細については、本規定および当社 WEB サイト等により案内されます。
①第 11 条に定める還元金の支払（以下、「キャッシュバック」という）を受けるコース
②第 12 条に定めるポイントを商品等で還元するコース
③上記①②の他、当社が設定して案内するコース
3. ポイントの還元手続にあたり、本人会員は、希望する還元内容に応じて還元コースおよび還元ポイント数を指定するものとします。ただし、キャッシュバックコースを選択する場合は、還元事由が必要となり、還元ポイント数の指定が出来ない場合があるものとします。
4. 還元コースに応じた還元事由、還元手続の条件およびその手続等については、本規定の他、当社が別途定めるところによるものとします。
5. 本人会員は、既に行った還元手続は取り消すことができないものとします。

第 11 条（キャッシュバックによる還元）
1. 本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイントに基づくキャッシュバックの手続を申し出ることができるものとします。なお、キャッシュバックを手続できる回数は、一の還元事由に対して 1 回とします。
①当社所定の店舗で車両を購入した場合
②当社所定の店舗で自動車検査を受けた場合
③当社所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合
④その他当社が別途定め会員へ案内した事由に該当した場合
2. 前項①～④に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイント数は第 16 条に定める還元対象となるポイント残高（以下「還元対象ポイント」という）の内で、次の条件があるものとします。
①前項①の場合、還元対象ポイントを第 16 条に定める当社所定数の上限まで還元するものとします。
②前項②の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を第 16 条に定める当社所定数を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とします。
③前項③の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあったポイント数を、当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、還元対象ポイントを当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。
④前項④の場合、還元対象ポイントを当社所定の条件まで還元するものとします。

3. 本人会員は、次の方法によりキャッシュバックによる還元手続を行うことができます。
①本人会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨタの車両販売店その他還元事由に応じて当社が指定する者の確認印の押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当社に対して同用紙を提出するものとします。
ただし、別途当社が認める場合には、確認印の受領を当社が指定する書面の添付に代えることもできます。
②第 14 条に定める当社の指定した先に設置されたクレジット端末機により還元手続を行う方法。
③上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。

第 12 条（商品等による還元）
1. 本人会員は、当社所定のポイント残高までポイントが蓄積された場合、当社所定の商品等で還元する手続を申し出ることができるものとします。本人会員は、当社が本人会員へ通知した商品等の中から希望する商品等を指定し、当該商品等に定められたポイント数を交換するものとします。
2. ポイントの還元手続にあたり、本人会員は、希望する還元内容に応じて還元商品および還元ポイント数を指定するものとします。また、1 ヶ月間に還元手続のできるポイント数等には、当社が別途定める上限があります。
3. 本人会員は、次の方法により還元手続を行うことができます。
①当社に対し所定の方法により還元手続用紙を請求し、当該用紙に必要な事項を記入して当社に提出する方法。
②上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。

第 13 条（マイルによる還元）
1. 第 11 条のキャッシュバックに代えて、日本航空株式会社（以下「JAL」という）の運営する JAL マイレージバンク（以下「JMB」という）によるマイル（以下「マイル」という）の登録を手続する場合、JMB の会員資格を有していない本人会員は、マイルの登録手続時に登録するマイルの種類に応じて JMB の規約および諸規則等が適用となることを承認のうえ、JMB への入会申込を行ったものとして取り扱われるものとします。また、マイルの登録手続ができる回数は、一の還元手続事由に対して 1 回までとします。
2. 第 12 条の商品等に代えてマイルの登録を手続する場合、本人会員は、予め JMB の会員資格を取得するものとします。
3. 本人会員は、マイルの登録を手続する際に、JMB の会員資格の照会上（または入会審査上）およびマイルの登録上必要な範囲で、本人会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報を、当社が JAL に提供することを承認します。
4. 本人会員は、既に行ったマイルの登録手続は取り消すことができないものとします。ま

た、登録済のマイルに関しては JAL において管理されるものとし、当社は責任を負わないものとします。

第 14 条（クレジット端末機による還元手続）
1. 本人会員は、第 11 条 1 項①～④に定める還元事由の対象商品・役務等をカードで決済した当日においては、第 11 条に定めるキャッシュバックの手続をトヨタの車両販売店その他当社が指定する店舗に設置された所定のクレジット端末機（以下「端末機」という）により行うことができるものとします。
2. 本条の還元手続は、トヨタの車両販売店等が端末機の操作を行うものとし、本人会員はトヨタの車両販売店等にカードを提示して、当該還元手続を委託するものとします。
3. 本条の還元手続が受け付けられた場合、本人会員は、当社所定の方法により、当該還元手続の内容を確認するものとします。
また、希望する還元の内容と相違しているときは直ちにトヨタの車両販売店等に訂正を求めるものとします。
4. 前項の確認を怠り、訂正の手続が行われなかった場合、還元手続の取消・訂正・やり直し等はできないものとします。

第 15 条（還元の決定）
1. 当社は、本人会員からの還元手続を受け付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定するものとします。
2. 当社は、所定の審査により、本人会員もしくはその家族会員が還元手続に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または会員規約その他の規定を遵守していないと認めた場合には、当該会員への還元を拒否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知されます。
3. 前項の定めに加えて、当社は、JAL において、本人会員が第 13 条に定める JMB に関する規約を遵守していないと認めてマイルの登録を拒否もしくは留保した場合、または第 13 条による本人会員の入会を拒否もしくは留保した場合には、当該会員へのマイルの登録を拒否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知されます。なお、当社は、マイルの登録を拒否した場合、第 11 条または第 12 条に定める還元手続があったものとして取り扱うものとします。

第 16 条（還元対象となるポイント残高）
1. 還元対象となるポイント残高は、当社所定の基準日時点での有効なポイント残高および当社が認めたポイントとしますので、ご利用代金明細書への掲載その他の方法により本人会員に連絡されたポイント残高と異なることがあります。
2. 1 回の還元で対象となるポイント残高は、当社所定数を上限とします。還元にあたって

は、有効期限の到来が早いポイントから順に充てるものとし、蓄積された有効なポイント残高が上限数を越える場合は、超える部分のポイントはそのポイントの有効期間内において、次回以降の還元対象となるポイント残高に充てることができます。

第 17 条（還元の方法）
1. 当社は、第 15 条に基づく還元決定に従い、前条に基づき還元対象となったポイント残高を、第 11 条または第 12 条に定める条件で、次のいずれかの方法により還元します。
①還元の種類がキャッシュバックである場合、当社所定の率で換算した金額を、第 15 条の還元決定の直後に締め切られたカード利用代金等に充当する方法。ただし、充当すべきカード利用代金がない場合には、当該未充当の金額を、第 15 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の支払口座に振り込むことにより支払う方法。
②還元の種類が商品等による還元である場合、本人会員の指定した商品を、第 15 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の住所に送付する方法。
③還元の種類がマイルによる還元である場合、当社所定の率で換算したマイルを、第 15 条の還元決定の時点で JAL において管理されている本人会員のマイル登録先に登録する方法。
④還元の種類が上記①②③以外である場合には、還元の種類に応じて別途当社が定める方法。
2. 前項によって還元が行われた後に、還元を行ったポイントについて第 6 条の付与取消等が発生したときは、取り消されたポイントに係わる還元手続も取り消されるものとし、本人会員は支払われた還元金を口座振替等の当社所定の方法により当社へ返還するものとします。

第 18 条（公租公課）
ポイントプラスによる還元について公租公課が課せられる場合、本人会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第 19 条（ポイントの消滅）
本人会員が、理由の如何を問わず、カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはポイントプラスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第 20 条（カードの切替）
本人会員がカードの種類を切替えた場合、切替時に有効であったポイントは、所定の手続により、切替後のカードのポイントとして引き続き有効とします。ただし、一部のカードでは、ポイントの引継ぎができない場合もあります。

第 21 条（ポイントプラスに関する疑義等）
1. 本人会員は、理由の如何を問わず、ポイントプラスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできません。
また相続人より還元手続を行うことはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元手続資格に関する疑義、その他ポイントプラスの運営に関して生ずる疑義は、当社の定めるところにより解決するものとします。

第 22 条（終了・中止・変更等）
1. 当社は、予告なしに、いつでもポイントプラスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。
2. 当社は、第 7 条にいう当社所定の率もしくは加算率、第 17 条にいう当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. ポイントプラスの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

（取扱カード会社）
トヨタファイナンス株式会社
JavaScript を ON にしてご覧ください。
2020 年 4 月版
1601802